

2020年8月24日

引出自在型終身保障特約付通貨選択利率更改型逡増終身保険**『自分で使える終身保険』を発売**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、『自分で使える終身保険』(引出自在型終身保障特約付通貨選択利率更改型逡増終身保険)を、2020年8月24日に株式会社三井住友銀行(頭取CEO:高島 誠)にて発売します。

本商品は、一時払保険料相当の死亡保障を契約通貨建てで確保しつつ、ご契約の2年後に死亡保障が増える外貨建て終身保険です。

特長として、ご契約の2年後から、増えた死亡保障額の範囲内で、「自分で使える引出部分」として、自由に引き出すことができる業界初^{*1}の機能を備えています。

この機能により、ご家族のために「のこす」ニーズだけでなく、ご自身の今後の楽しみのために自由に「つかう」ニーズにもお応えできる魅力ある商品となっています。

なお、本商品のプロモーション施策として、ヤフー株式会社が運営するポータルサイトYahoo! JAPANに、弊社では初となるデジタル動画広告を9月10日から配信します。

弊社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまニーズにきめ細かくお応えするとともに、お客さまの「元気で長生き」を支える魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

- * 1 契約初期費用ならびに解約控除や市場調整^{*2}がかからず^{*3}、増えた死亡保障額の範囲内で自由に引き出すことができる機能が業界初となります。三井住友海上プライマリー生命調べ(2020年7月末時点)。
- * 2 この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。このしくみを「市場調整」といいます。
- * 3 引出金を円でお受取になる場合は、所定の為替手数料がかかります。

『自分で使える終身保険』の主な特長**特長 1****ご契約の2年後から一定額を自由に引き出して使えます。**

- ご契約の2年後から、「自分で使える引出部分」の全額または一部をいつでも引き出せます。
- 引出しにあたっては、解約控除や市場調整はかかりません*。

* 引出金を円でお受取になる場合は、所定の為替手数料がかかります。

特長 2**一時払保険料相当額(契約通貨建て)を死亡保険金としてご家族に遺せます。**

- 死亡保険金として、契約通貨建てで一時払保険料相当額をご家族に遺せます。
- 「自分で使える引出部分」を全額引出さずに死亡した場合、残りの金額を死亡保険金としてお支払いします。

特長 3**契約者が意思表示できない場合、ご家族が引き出せます。**

- 指定代理請求特約を付加*することで、契約者が傷害または疾病等により、請求する意思表示ができない場合、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が受取人にかわって「自分で使える引出部分」の引出金を請求できます。

* 契約者(引出金受取人)=被保険者の契約に限ります。

- 指定代理請求人名義の口座を指定することも可能です。

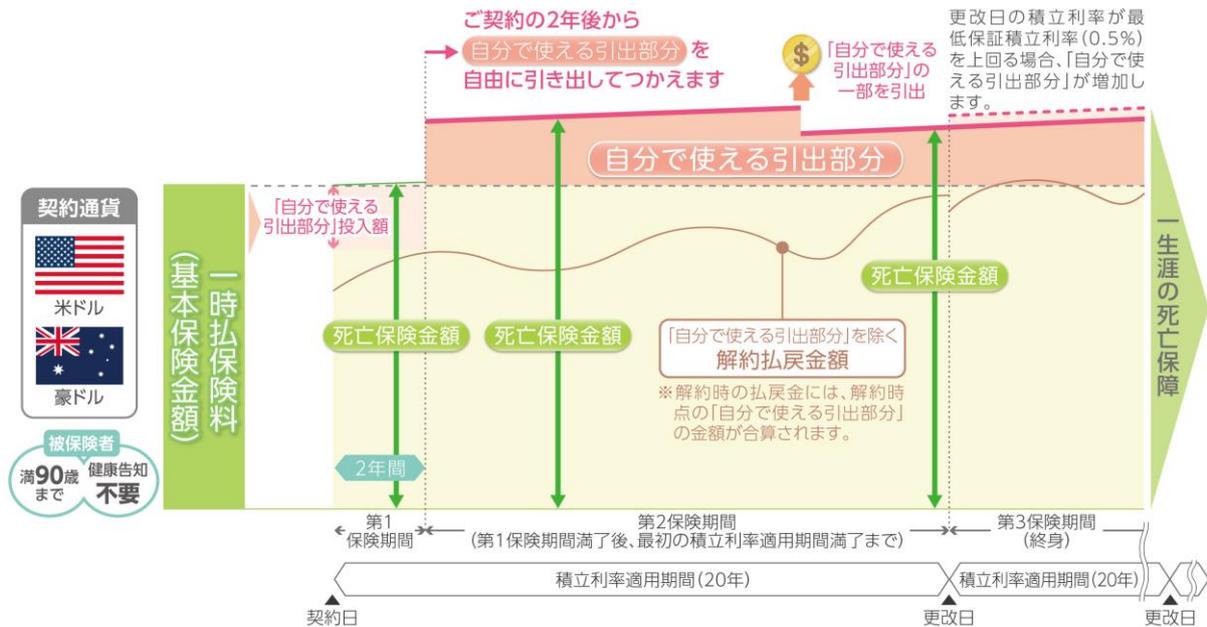
<本件に関するお問い合わせ先>

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

経営企画部 広報担当

電話 03-3279-9001

■「自分で使える終身保険」イメージ



当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨	米ドル / 豪ドル	
一時払保険料	最低保険料	1万ドル(1ドル単位)
	最高保険料	10億円(基本保険金額と「自分で使える引出部分」投入額の合計の円換算額)
契約年齢	40歳～90歳	
積立利率適用期間	20年(契約日または更改日の被保険者の年齢が81歳以上の場合は10年)	
保険料の払込方法	一時払のみ	
「自分で使える引出部分」の引出	ご契約の2年後から、「自分で使える引出部分」の全額または一部を、解約控除や市場調整なしでいつでも引出可能。 ※「自分で使える引出部分」の金額が上限、一部引出の場合は1,000ドル以上(100ドル単位)	
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
主な特約	遺族年金支払特約、円入金特約、円支払特約、年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約	

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料を円でお払込みいただく場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を円で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■市場リスクについて

この保険を解約または年金へ移行する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険期間中にご負担いただく費用

- ・保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。
※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・積立金(「自分で使える引出部分」の金額を除く)から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を円で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

●年金支払期間中にご負担いただく費用

(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約または年金へ移行する時にご負担いただく費用

契約日から解約日(年金へ移行する日)までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%